

平成 19 年度第 2 回箕面市廃棄物減量等推進審議会 会議要録

開催日時	平成 20 年 3 月 6 日(木) 10:30 ~ 12:05
開催場所	箕面市役所 本館 3 階 委員会室
出席委員数	10 名
傍聴者数	1 名

○開会宣言（事務局）

○本日の案件確認（事務局）

○案件 1：事業系ごみの現状について

資料に沿って、事務局から説明

（以下、各資料の説明ポイントを要録）

〔資料 1〕ごみ排出量の推移

- ・箕面市のごみは、総排出量が減る中、事業系ごみは逡増傾向にある。

〔資料 2〕手数料見直しの経緯と算定根拠

- ・処理手数料見直しの一つの視点として、「近隣市との均衡」が考えられる。
- ・処理手数料を現在の 100 円にした算定根拠は「近隣市との均衡」だった。

〔資料 3〕北摂各市のごみ処理に関する経費と手数料

〔資料 4〕本市のごみ処理経費の推移

- ・処理手数料見直しの一つの視点として、「経費に占める負担割合」が考えられる。
- ・近隣市の状況は、それほど高い負担割合としていないのが現状である。
- ・現在の処理手数料 100 円に設定した当時、処理経費に占める手数料の負担割合は、22.9%であった。

〔資料 5〕家庭ごみと事業系ごみの費用負担割合

- ・処理手数料見直しの一つの視点として、「家庭ごみとの均衡」が考えられる。
- ・家庭ごみにおける無料枠超過分の手数料と比べると、事業系ごみの負担割合が低い。

〔資料 6〕事業者のごみ処理契約内容

- ・処理手数料見直しの一つの視点として、「減免廃止による負担アップ分のスライド」が考えられる。

- ・契約実態をひとくくりに結論づけることは難しく、収集実態に即した手数料設定は困難である。

質疑応答 / 審議

(会長)

- ・資料7まで説明をしていただいたので、これについて質問があればどうぞ。

(委員)

- ・9ページの資料で、処理料金が高いもので300円になっているがこれ以上はあるのか。

(事務局)

- ・グラフの上限で切っているが、もっと上はある。飛び抜けて高い例はあるが、ごく数が少ないので全体的な状況がわかるようにしている。

(委員)

- ・資料5で、処理手数料が10キロ200円とあるが、北摂の最高額より10円高いというのはどこを見ればわかるのか。

(事務局)

- ・資料3の(3)と の和と処理手数料の比較のところで、北摂6市の処理手数料を載せており、 処理手数料の列の豊中市190円が北摂の最高額である。

(委員)

- ・じゃあこの200円が実際に処理にかかっているお金ということでいいか。

(事務局)

- ・それは違う。負担割合を家庭ごみの比率と同じと仮定した場合に、仮想値として200円という金額が考えられるということを一つの視点としてお示したまでである。

(会長代理)

- ・資料3で、箕面市では処分経費の中に、資源化の部分が入っているか、減価償却が入っているか、集団回収が入っているか、の3点について教えてほしい。
- ・併せて、手数料割合が一番低いとされている池田市ではそこがどうなっているのか、もしわかれば教えてほしい。

(事務局)

- ・資源化については処分経費の中に入れている。減価償却は入っていない。集団回収については収集運搬経費の中に入っている。
- ・池田市については把握していない。

(会長)

- ・許可業者が申告する事業系ごみの量と、現実に搬入される量との整合性はどの程度あるか。

(事務局)

- ・提出いただいた資料と搬入量とでは、搬入量の方が少ないという状況であり、この背景は、ひと月の平均的な量で契約しているのか、飛び抜けて多い時期は別で契約しているのかななどがあると思うが、細かいところまでは把握できない。

(会長)

- ・割合はどの程度か。

(事務局)

- ・2割程度という感じである。

(会長)

- ・2割減ということか。
- ・(5号委員に対し)このように重さで表示するときは、袋換算でやっているのか。2割程度の差であればよく合っているほうだと思うが、どういう方法で計られるのか。

(委員)

- ・ひと月ひと月で重量を把握しているので、それに基づいて出すようにしている。
- ・ただ、ごみは四季に応じて、また経済活動に応じて多い時と少ない時があるので、排出予定量と実際の数字はどうしても異なる。

(会長)

- ・この2割減というのは、だいたいどの年度も同じと考えて良いか。

(事務局)

- ・許可は2年に1回なので、毎年度の比較は難しい。申告後、店舗の増減などがある場合もある。

(会長代理)

- ・(5 号委員に対し) 委員にお伺いするが、いろいろなオプションがついて料金が高くなるということであるが、ふつう付いているオプション、基本的な要素というのは何か。

(委員)

- ・各業者でシステムが統一されていない。ここで私が一概に言うと、他の 3 業者は違うという場合がある。

(会長代理)

- ・委員のところではどうか。

(委員)

- ・基本的に盗難などのセキュリティー関係が厳しくなっており、統一した条件ではなかなかできない時代になっている。要は出す側の企業の気持ちの問題で、うちは適当でどうでもいいというところもあれば、うちは ISO 取っているからきちんとやるというところもある。
- ・ここでは言えない。4 業者が揃っている場で訊いてもらうのが良い。

(委員)

- ・色々詳細に調べていただいているが、最終的には政治的に決着という要素が大きいのではないかと思う。その中で、北摂 7 市では減免割合にかなりのバラツキがあるが、このへんの背景についてわかれば教えてほしい。

(事務局)

- ・そもそもなぜ減免なのかという話かと思うが、事業系ごみは市が収集しないので許可業者制をとっているが、許可業者も人や収集車などを揃えなければならず、一定の料金をもたらなければならない。そうした中で収集業者の零細性を勘案して、うまく許可業者が育っていくよう減免をしてきたという経緯がある。
- ・その後、許可業者の方でも経営の安定や収集の効率化などが見えてきたため、近隣市などでも、業者に対する減免の必要性が見直される傾向になってきている。

(委員)

- ・減免については、現在クリーンセンターが栗生間谷にあるが、以前は稲にあった。
- ・今まで 31 年間やってきているが、歴史的なことを振り返ってみると、クリーンセンターへの搬入時間というのがあるが、それがあの当時、近隣への騒音問題、臭気の問題など

で朝9時から昼の12時までだった（事務局注：昼12時までは土曜日のみ）。

- ・我々は回数を多く運べばそれだけ儲かるが、その時間帯だと1回運べるだけという厳しい制約の中であるし、今でこそだいぶ開けてきたが、昭和52年当時は非常に田舎で件数も少なかったという経過もある。
- ・他市と比較されているが、クリーンセンターは山の上にあり、時間もかかる上に雪も降るから事故防止措置もしなければならない。池田、茨木、高槻、吹田もそうだが、非常に交通の便のいいところに清掃工場があるし、搬入時間も長く、条件が違いすぎるので、資料の表だけを見て比較されることは問題がある。

（会長）

- ・そのことと関連するが、資料3をこれだけ見ると誤解が生じてこの数字が一人歩きするおそれがあるので、少なくとも北摂7市の事情、背景を文章化したほうが良い。それを次回までにはお願いできないか。例えば高槻が収集経費が安いことを取り上げて責められた時にある程度言える範囲で書いたほうが誤解が生じなくて良い。

（事務局）

- ・私共箕面市の事情は説明できても、他市の事情はなかなかわからないもので、上っ面の事情を他市の分まで書くわけにはいかないし、背景も様々で現実問題として聞き取りは不可能だと思う。各市の分まで書けと言われると出来かねる。

（会長）

- ・そうではなくて、少なくともどこの市も公的な見解は示しているはずなので、それでよい。議会などで示している公式見解があるはずだ。
- ・この資料は公開されるのだから、7市を比較する以上、例えば高槻がなぜ安いのか我々も含めて説明できないといけない。

（事務局）

- ・それは下の注意事項の1番目に「経費は各市独自の算定基準に基づいた数字であり、同条件で比較できる数値ではない」と書いている。

（会長）

- ・それだけでは不十分だ。

（事務局）

- ・申し訳ないが中身までは無理だ。我々も今までに何回も挑んだが不可能だった。

(会長)

- ・ 例えば委託率が高いとか書けるではないか。

(事務局)

- ・ 各市の事情を全部言ってくればよいがなかなか言えない部分もあるので、それをこちらの推測だけで書くのは申し訳ないが出来ない。

(会長)

- ・ 相手方の公式見解を書いたらよい。それなら怒られない。ただ単にこの数字だけが一人歩きしたらまずいから言っているのだ。

(事務局)

- ・ 公式見解というが、例えば家庭ごみの収集運搬費の公式見解というのはおそらく存在しない。

(会長)

- ・ 費用がなぜ安いのだ。
- ・ 例えば委託率が高ければ経費が安いのはだいたいの市民が知っており、そういう目で見れば、箕面市ももっと委託しろという声が大きくなる。そういう意味で言っている。

(事務局)

- ・ 箕面市の方は書けるが、池田市が箕面市と比べてなぜ安いのか、また池田市が高槻とくらべてどうかなどと箕面市が書くことはできない。

(会長)

- ・ 相手に訊いて書けばよい。
- ・ 難しかったら仕方がないが、少なくとも市民から見ても疑問が残るから言っているのだ。

(事務局)

- ・ 箕面市で平成 17 年に監査法人に経営分析を委託して数値を集めたことがある。ごみの分野でもそういった数値を集めてもらい、高槻市との差が大きいことが話題になったため、我々で高槻市との比較データをさらに集めたが、かなりの労力がかかった。
- ・ その中から当時わかった点を挙げると、戸別収集かステーション収集か、委託割合、保有車両の台数、リサイクル率、分別の品目、収集の回数・時間帯、箕面では乾電池や蛍光灯、その他プラスチックも分別収集しているが高槻市ではしていない、箕面市では生ごみの堆肥化をしているが高槻市ではしていない、事細かにいっぱいある。

- ・焼却施設については、流動床炉かストーカー炉か、リサイクルセンターを持っているかどうか、そこで障害者を雇用しているかどうか、資源化の方法が手選別か機械選別か、こういった様々なことがあり、しかも各市とも様々な事情を抱えている。
- ・そういった中ですべての市を網羅して調べるというのは、非常に時間もかかるし、おそらく相手方もそこまでの分析に協力する時間はないだろう。
- ・ざっとした比較はできるかもしれないが、それを根拠に、一人歩きしても大丈夫という資料になるかということ、おそらくどこまでいっても無理だろう。

（会長）

- ・私が言いたかったのは、今言われたような項目を書く方が、このように簡単に書くよりもわかりやすいということだ。それぐらいできるだろう。

（事務局）

- ・それを書くだけでも、監査法人に委託して調査する必要がある。

（会長）

- ・項目だけでよい。項目だけ書けば、比較する時にそういうふうに見てくださいということになる。

（事務局）

- ・注意書きの中にその項目だけを書けば良いか。

（会長）

- ・そういう意味で言っている。

（事務局）

- ・先程から申し上げているとおり、箕面市の立場で他市のことは書けないし、前年度に総務省の調査が入り、かなり詳細な数値を出したりしているが、それらを以てしても正確な分析はできない。

（会長）

- ・わかっている。確かにごみの分野は複雑で単純な比較はできないが、市民はそんなことはわからない。結果だけを見て批判してくるため、そのような誤解を招かないよう、少なくとも部長や課長が言われたような項目だけは書いておくべきだと言っている。

（会長代理）

- ・もう一度9ページの最後のグラフについて、8ページの のグラフでは250円超が一番多いのだが、9ページのグラフではそれが見えない。だいたいどれくらいが多いのか。

(事務局)

- ・10キロ当たり250円超になっているのは38%である。
- ・例えば500円までで区切ればもう少し詳しく見られるが、たまたま250円以下が半分であるため、箕面市の場合は少量排出事業者が多いのでそこに焦点を当てて見ていただくためこのようなグラフにした。

(会長代理)

- ・9ページのグラフの一つの点が一つの事業所と見ればよいのだと思うが、そうすると8ページの表で200円以下、例えば150円から200円の間に入る事業所数の1.5倍以上の点が250円超のところにあるはずである。ところがこのグラフで見る限り、250円から300円までの間にそこまで点は多くないように思う。するとその上にそれなりにあるだろうと思われるので、それがどれくらいなのかというのがわかると、この資料を見る際に参考になる。

(事務局)

- ・300円で天切りをしているので、その上にまだグラフは繋がっている。10キロ500円のところがあるし、1000円のところもある。ただ大勢を見るのに、こういう出し方をした。

(会長)

- ・減免制度の改定は時代の流れで、特に関東地方が多く、大阪市も含めて大都市では改定の流れは定着している。少なくとも関西圏の状況を調べて次回までに出してもらおうほうが説得力があるので願います。

(事務局)

- ・それはさせていただきます。
- ・北摂の中で、高槻、茨木、豊中についても、減免率の削減または撤廃に向けて動いておられると聞いている。
- ・それから、さきほど会長からご指摘のあった資料3の注意事項について、どういう項目について異なるのか入れた上で資料の差し替えをしたい。後ほど回収して後日差し替え分を配布させていただきます。

(会長)

- ・そこに（５号）委員のおっしゃられた、立地条件によっても異なるという一項目を入れていただいたら良い。

（委員）

- ・この案件とは別だが、今回は一応減免と言うことで話を進めていただいているようだが、値段をこうするだけですべてが解決するわけではない。分別の話も必要だ。
- ・排出事業者の行政指導、分別排出の指導の形を作ってもらわないと、値段を上げるだけでは根本的な解決にならない。
- ・建築段階で規制をかけてもらわないと、あなたのところは大規模だからこうしなさいと、そういう規制をかけてもらいたいと思う。条例でもいいし、条例でダメならなんらかの形でそういう分類を強制するようにしてもらわないと、今の状況では、我々許可業者はお金をもらうほうで立場が弱いので、うちは分別できない、嫌なら他の業者と契約するということが往々にして多く、そういうことのないようにしていかないといけない。
- ・減免について進めていただくのも結構だが、こちらのほうも議論していただきたい。

（会長）

- ・私もそのへんは今回の議論に関連させながら議論していきたいと思う。
- ・値上げされるというと拒否反応を示すが、リサイクルをするとあまり上がらないという好ましい事例を例えばカルフルなどの数例で良いので次回までに調べていただき、処理料金が上がってもリサイクルをすればそんなに上がらないということを言えたら良い。

（事務局）

- ・今回、森住会長からのリクエストでカルフルを調査したが、分量で許可業者と契約しているわけではないので、分別してどれだけ減ったかとか、それによってどれだけ安くなったかというのはわからない、特にカルフルの場合はオープン当初からそのようにしているので経費の算定のしょうがないとの回答だった。
- ・また先ほどの分別の形については、事業所の調査指導に入っていく中で現状を把握しながらではあるが、別で進めている。分別参考基準から入って、それをどうやってルール化していくか、現在受入基準を規則で定めているので、それを事業系ごみにどう適用していくかなどについて内部検討を進めている。
- ・昨年度すでに、事業系ごみの分別がどのような役割を担うかについて十分な時間をかけてご審議いただき答申をいただいているので、その答申を受けて行政で施策事業に乗せるよう検討段階にあるので、それについては行政として真摯に受け止め実行している。

（会長）

- ・もう一度お願いするが、モデル的に仮説を設けて算定することはできないか。相手方が

そこまでできないと言うのであれば、こちらが可燃に入っているごみで少なくともこれくらいはリサイクルできるというものを挙げて、その料金がこれくらいであると仮説を設けてやるということだ。

（事務局）

- ・大規模小売店舗事業者や多量排出事業者から提出いただいている減量計画書の中には、紙ごみがどれくらいの量で、というデータがある。例えば3割が紙ごみ、現在許可業者に支払っている額が10万円だとして、単純にそれを3対7に割って、3の部分を引き取っていいのか。

（会長）

- ・それでよい。

（事務局）

- ・それは、例えば二重収集になるから実際の経費がどうなるかということとはまったく異なる、バーチャルな数字になってしまうと思うが、それでよいのか。

（会長）

- ・市民から見て、あるモデル事業所でこういうごみが出ていてそれをリサイクルするとこれだけ経費が下がるというものが出ると、処理料金が上がっても分別をやればあまり費用が上がらないという印象を持ってもらえばいいので、その参考になるようなもので良い。

（事務局）

- ・今申し上げたようなバーチャルな数字でよいのであれば、大店・多量の減量計画書を元に数字を「作る」ことは可能である。
- ・ただ、減量計画書に契約書の写しの添付をお願いしているが、金額欄は消して出してこられるところがほとんどであり、実際の契約金額については把握できない。民民契約でされているので市がそこまで立ち入るのも難しいデリケートな部分であるので、その数字についても、さきほどの資料で出していた収集運搬料金の平均値で算定するということが良いか。バーチャルな数字にしかないが本当にそれでよいのか。

（会長）

- ・それで良い。
- ・この案件1については、次回の参考になる議論ができたので、このへんで今日はこの議論を終わり、次の案件の説明をお願いします。

○ 案件 2 : その他

「事業系ごみ組成分析結果」について、事務局から説明

質疑応答

(委員)

- ・ 産廃がけっこう入ってきているが、これは何か指導などをして減らす考えなのか。

(事務局)

- ・ 事業者が直接搬入に来る分については、下ろす段階で現場で確認をしている。
- ・ 一昨年の 9 月頃から、プラスチック類もかなり多いということで、産業廃棄物とはこういうものであるという表を配りながら指導を強化している。
- ・ 最初は全然ご存知なくて混入して搬入される方もあったが、搬入を受けながら指導していった、現在では、はっきりと産廃とわかるものについては持ち帰っていただいている状況である。

(委員)

- ・ (5 号委員に対し) 委員のところでもこういった状況か。容積で 5 割くらいが産業廃棄物という数字で、ちょっと常識とは違うと思うが、これぐらいの感覚なのか。

(委員)

- ・ 店によって色々ある。これは市内全部調べたわけじゃなく、たまたまそうっただけで、一概にこうではないと思う。

(委員)

- ・ これだけ減れば、箕面の処理量はずいぶん減る。

(事務局)

- ・ 許可業者によって搬入される量が 8 割くらいあり、時々抜き打ち検査を行って、その中に産廃が入っていれば許可業者を通じて排出事業者にも周知してもらっている。
- ・ また、我々としてもホームページ等で周知しているが、20 年度からは個別に排出事業者の排出指導に入ろうと思っており、その中で産廃の周知をしていく。
- ・ 許可業者はまとめて出されたものを収集するので、排出事業者にも周知しなければ意味がないため、そこをきっちりと周知していきたいと考えている。

(事務局)

- ・この資料は1回目の組成分析の結果なので、多いという傾向はわかるが、来年度、再来年度とこれをさらに拡げていくつもりである。

(委員)

- ・事業系ごみのほとんどが紙類とプラスチックだが、この紙類の中でパッキンケースがどれくらいの比率を占めているか、わかれば教えてほしい。

(事務局)

- ・ダンボール、伝票、書籍、梱包用の紙袋などがかなり多い。
- ・衣料品で言うと、伝票・書籍が容積で17.4%、日用品の小箱などが15.82%である。

(委員)

- ・事業系ごみはほとんどそういったものに特化している。これからの対応、対策は、それを視野に入れながらすると良いと思う。

(会長)

- ・この資料で方向性が見えてきたと思う。

(山川会長代理)

- ・先ほどの産廃とも関連するが、例えばドラッグストアでのプラスチックの内訳でどんなものが多いのかも教えてほしい。
- ・また、だいたい何社分くらいのごみなのかを教えてもらえると、見る時に参考になる。

(事務局)

- ・サンプル数は、各業種とも2店舗回収しており、回収量は概ね50キロという仕様にしたが、多いところで110キロくらい、少ないところで20キロから30キロとなっている。
- ・ドラッグストアでのプラスチックの内訳は、容積で、スーパー等の袋が9.6%、ごみ袋が11.2%、食料品の袋が3.85%、包装用のシートが11.21%などが概ね多い結果になっている。

(会長)

- ・時間になったので、質問があれば事務局に出してもらえば結構である。

- ・ 次回どんなことを議論したら良いかと言うと、資料7をもう一度見ていただいたら事務局がまとめてくれているのでよくわかる。
- ・ 近隣との均衡がどの程度だったら均衡していると考えるのが1点目、2点目はごみ処理経費の中に占める手数料負担がどの程度あったらいいのか、3点目は有料化されている家庭ごみとのバランス、どのようにしたらバランスが取れていると言えるのかということ、それから最後に減免廃止による負担アップ分をどの程度スライドしていったらいいのか、と、この大きな4点について次回はかなり集中的に議論したいと思うので、みなさん資料をよくお読みいただいて、次回に臨んでいただいたらありがたい。
- ・ 次回はいつ頃の予定か。

(事務局)

- ・ 4月末から5月くらいにかけてと思っている。